

舞鶴工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する規程（準学士課程）

昭和44年4月1日施行

令和2年2月12日最終改正

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、舞鶴工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第15条に規定する学年の課程修了及び卒業認定等について定めることを目的とする。

第2章 学業成績の評価

（学業成績の評価）

第2条 学業成績の評価は、学期評価及び学年評価を行う。

2 学業成績の評価は、当該科目について予め目標とした事項を学生が修得したか否か、また、学生の能力がそれまでの学習の下で期待されるレベルまで到達したか否かについて行うものとする。

3 前項に規定される評価は、可能な限り客観的かつ総合的でなければならない。

第3条 学業成績の評価は、100点法によって行う。

2 評価は、次の区分基準により評語で示すことができる。

- (1) 100 ～ 90 A+
- (2) 89 ～ 80 A
- (3) 79 ～ 70 B
- (4) 69 ～ 60 C
- (5) 59 ～ 0 F

3 本条第1項の規定にかかわらず、「卒業研究」及び「卒業研究・卒業設計」並びに校長が教員会議の議を経てこれに準ずると認めた科目の評価については、「合格」又は「不合格」と表示し、当該学生の平均点には算入しない。また、「インターンシップ」、「校外学修」、「防災リテラシー」及び「技能審査合格単位認定」の評価については「認定」と表示し、当該学生の平均点には算入しない。

4 転入前の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位の中で、本校における授業科目の履修により修得したものと見なすことが承認された単位について、「一般科目認定単位」及び「専門科目認定単位」として単位数を計上し、評価については「認定」と表示する。また、転入生の当該学年の平均点は算出しない。

なお、後期からの転入における通年科目については、転入前の前期評価及び本校における後期評価が合格基準に達していれば修得したものと見なし、「認定」と表示する。

5 第4学年に入学する編入学生の第3学年までの修得単位数、第3学年に入学する外国

人留学生の第 2 学年までの修得単位数及び転入学生の転入学年の前学年までの修得単位数については、進級条件に規定された単位数と入学年度の補習措置に関する申合せに基づき実施された補習によって認定された単位数の合計を修得したものと見なし、「一般科目認定単位」及び「専門科目認定単位」として単位数を計上し、評価については「認定」と表示する。

ただし、入学学年の前学年までの開講単位数を上限とする。

- 6 学期評価は、試験の成績、出欠状況並びに平素の学習状況を総合して評価するものとする。
- 7 各科目担当教員は、学業成績の評価の基礎となる試験の成績、出欠状況、平素の学習状況、授業外課題の履修結果等を保存しなければならない。
- 8 学生が評価の基礎について説明を求める場合は、各科目担当教員はこれを開示しなければならない。
- 9 定期試験を行うことなく、学業成績の評価を行う場合は、事前に成績評価の基礎となる資料を教務委員会に提出しなければならない。
- 10 教務委員会は、前項の学業成績の評価について審議し、教務主事の承認を受けるものとする。
- 11 学年評価は、原則としてその学年の各学期評価を平均したものとする。
- 12 学年評価においては、欠席時間数（学則第 14 条第 4 項に定める履修単位による授業評価の場合は欠席単位時間数。以下同じ。）がその授業科目における出席すべき総時間数の 3 分の 1 を超える科目の評価は、59 点以下とする。
ただし、超過した理由が病気又はけがで、かつ医師の診断書の提出があった場合は、教務委員会の議を経て、当該科目について最高を 100 点とする評価を行うことができる。
- 13 成績評価値 Grade Point Average (GPA) については別に定める。

第 4 条 故意に試験に欠席したと認められた者、又は懲戒処分のため試験を受けることができなかった者の当該科目の試験の成績は零点とする。

（不正行為者等に対する措置）

第 5 条 試験中不正行為を行った者は、当該時間以後の試験を受けさせず、当該試験期間に係る試験時間割表記載の全科目の試験の成績を零点とし、懲戒を加える。

第 3 章 試験

（種類）

第 6 条 試験は、次の 4 種類とする。

- (1) 期末試験
- (2) 中間試験
- (3) 追試験
- (4) 再試験

(期末試験)

第7条 期末試験は、各学期末に実施する。

(中間試験)

第8条 中間試験は、各学期の中間に授業の一環として実施する。

(追試験)

第9条 追試験は、病気又はけが、その他やむを得ぬ理由により試験に欠席した場合に実施することができる。

(再試験)

第10条 再試験は、前期または学年評価において59点以下の評価の科目がある場合に実施する。再試験の種類は、次の4種類とする。

- (1) 過年度及び前期において当該科目の単位を修得できなかった者に対して、通常の授業期間に実施するもの。
 - (2) 第1学年から第4学年で、かつ4単位以内の不足単位数によって原級留置となることが見込まれる者に対して年度末に実施するもの。
 - (3) 当該学年修了後の退学を予定している者で、かつ学年修了単位数に対して不足単位数が6単位以内の者に対して実施するもの。ただし、第3学年で当該学年修了後の退学予定者については、不足単位数が10単位以内の者について実施できるものとする。
 - (4) 卒業単位数に対して不足単位数が6単位以内の者に対して実施するもの。
- 2 前項第2号、第3号及び第4号に規定する再試験は、教員会議の議を経て実施する。ただし、第2号及び第3号の再試験を同一学生に対して同一年度に実施することはできない。
- 3 再試験は、その実施が決定された日から速やかにこれを実施するものとする。
- 4 科目担当教員は、再試験に基づく再評価を速やかに文書で提出しなければならない。

第4章 学年の課程の修了、進級並びに卒業の認定

(定義)

- 第11条 学則別表第1及び第2に規定する各学年修了時又は卒業時に修得すべき単位の総数を、学年修了単位数又は卒業単位数という。
- 2 学年修了単位数又は卒業単位数を満たす、それぞれの学年で修得すべき単位の総数を、年間必要単位数という。
- 3 単位の修得は、各科目の学年評価が60点以上であることをもって認定する。
- 4 各学年修了時又は卒業時に必ず修得すべき科目を必修科目という。
- 5 学則別表第1及び第2中の科目群で定める当該学年までに修得すべき単位の数を科目群必修単位数という。

(進級認定)

第12条 校長は、教員会議の議を経て、次の各号の要件をすべて満たした者を、各学年の

課程を修了したものと認定し、進級させる。

- (1) 学年修了単位数を満たしていること。
- (2) 当該学年までの必修科目の単位をすべて修得していること。
- (3) 当該学年までの科目群必修単位数をすべて満たしていること。

2 学年評価において 59 点以下の科目について第 10 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の再試験が行われた場合には、再試験の成績に基づく再評価を用いて、前項により学年修了・進級及び卒業認定を行うことができる。

(留年)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者は、進級を認めず、原学年にとどめる。

- (1) 学年修了単位数に対して不足単位が 7 単位以上の者
- (2) 当該学年までの必修科目の未修得単位数と科目群必修単位数の不足単位数との合計が 7 単位以上の者
- (3) 必修科目又は科目群必修単位数を満たす科目の欠席時間数とその授業科目における出席すべき総時間数の 3 分の 1 を超える者
- (4) 欠席日数が年間授業日数の 3 分の 1 を超える者
- (5) 特別活動の欠席時数が年間総時数の 3 分の 1 を超える者
- (6) 学則別表第 2 に記載されている * 印の科目が F 評価の者

2 原学年にとどめられた者は、所定の科目を再履修するものとする。同一学年に引き続き 2 回留年となる者は、以後の在学を認めない。ただし、休学した者についてはこの限りではない。

3 欠席日数が年間授業日数の 3 分の 1 を超えた後、休学願を提出した者については、第 1 項第 4 号を適用する。

4 第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号は、第 3 条第 12 項のただし書きによる評価の該当者に適用しないことがある。

5 第 2 項は、別に定める科目についてその適用を除外する場合がある。

(仮進級)

第 14 条 校長は、教員会議の議を経て、第 12 条及び第 13 条に該当しない者の仮進級の可否を決定する。

(仮進級の特例)

第 15 条 校長は、前条により仮進級した者のうち、特別の事情がある場合、不足単位を次年度履修した科目によって振り替え、前年度修了を認めることがある。

(卒業認定)

第 16 条 校長は、教員会議の議を経て、次の各号の要件をすべて満たした者を、本校全学年の課程を修了したものと認定し、卒業させる。

- (1) 卒業単位数を満たしていること。
- (2) 必修科目の単位をすべて修得していること。

(3) 科目群必修単位数をすべて満たしていること。

(退学予定者の修了及び単位認定)

第17条 学年末に退学が予定される者又は学年途中で退学する者の修了及び単位認定については、舞鶴工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する規程の内規(準学士課程)で別に定める。

(準用規定)

第18条 第14条及び第16条の認定においては、第12条第2項の規定を準用する。

(補則)

第19条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

舞鶴工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する規程の内規(準学士課程)

昭和54年4月1日施行

令和2年2月12日最終改正

(趣旨)

第1条 この内規は、舞鶴工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する規程(以下「規程」という。)第17条及び第19条の規定に基づき、規程の実施に関し、この内規を定める。

(学業成績)

第2条 学期並びに学年の評価を行う場合、各科目のクラス平均は70点以上を標準とする。

第3条 規程第3条第3項による「卒業研究」及び「卒業研究・卒業設計」に準ずると認められた科目とは次のものを言う。

電気情報工学科4年開設科目「工学基礎研究」

第4条 各科目担当教員は、校長が別に定めた成績提出締切日までに学業成績を採点表等に記入し、学生課教務係へ提出する。

第5条 学生指導要録に記載する場合及び校外に成績証明書を発行する場合は、A+・A・B・Cの評語を用い、Fの評語は記載しない。

2 規程第3条第3項、第4項及び第5項により、「合格」又は「認定」と評価した場合は、前項の規定にかかわらず「合格」又は「認定」と記載する。

第6条 規程第3条第12項のただし書きにより、授業科目における出席すべき総時間数の3分の1を超える科目について最高を100点とする評価を行うことができる場合とは、以下の要件を全て満たした場合をいう。

(1) 当該科目における出席すべき総時間数の3分の1となるまでの欠席時間数の5分の3以上と、かつ3分の1を超過した期間の欠席時間数が、病気又はけがを理由としたものであり、医師の診断書の提出があった場合。

(2) 欠席時間数が当該科目における出席すべき総時間数の2分の1を超えない場合。

(試験)

第7条 試験の実施要領については、別に定める。

第8条 病気又はけがを理由として規程第9条に定める追試験を受験する際には、医師の診断書の提出を要する。

2 規程第9条の、その他やむを得ぬ理由とは、次の場合をいう。

- (1) 公欠扱いにされた場合
- (2) 忌引
- (3) その他校長の承認した場合

3 欠席(単位)時間数が出席すべき総(単位)時間数の3分の1を超える場合は追試験を受けることができない。ただし、規程第3条第12項ただし書きに定める要件を満たす場合には、教務委員会の議を経て、追試験の受験を認めることができる。

4 追試験の成績に基づく再評価は、最高を100点とする。

第9条 規程第10条第1項に定める再試験について、次のとおり定める。

(1) 再試験の実施にあたっては、当該科目の欠席(単位)時間数が出席すべき総(単位)時間数の3分の1を超えず、かつ「再試験受験辞退願」を提出していないことを条件とする。ただし、欠席(単位)時間数が出席すべき総(単位)時間数の3分の1を超えた場合において、規程第3条第12項ただし書きに定める要件を満たすときは、教務委員会の議を経て、再試験の受験を認めることができる。

(2) 再試験の成績に基づく再評価は、最高を60点とする。

2 規程第10条第1項第1号に定める再試験について、次のとおり定める。

- (1) 別表に示す科目については、再試験を実施しない。
- (2) 再試験の辞退を希望する学生は、過年度未修得科目については4月末日まで、前期未修得科目については当該年度の10月末日までに、「再試験受験辞退願」を記入の上、担任による押印を経て、教務係へ提出する。
- (3) 原則として、過年度未修得科目の再試験は7月末日までに、前期未修得科目の再試験は当該年度の1月末日までに実施する。

3 規程第10条第1項第2号に定める再試験について、次のとおり定める。

- (1) 別表に示す科目については、再試験を実施しない。
- (2) 本号に掲げる再試験は、4単位を限度として、当該学生が原級留置とならないために必要最小限度の単位数について、実施することができる。
- (3) 本号に掲げる再試験は、学期または学年の評価が40点以上の未修得科目に限り、実施することができる。

4 その他校長の承認した場合、前3項の規定にかかわらず規程第10条第1項に定める再試験を実施することができる。

(修得単位数と平均点)

第10条 各学年での修得単位数は、評価が60点以上の科目の単位数の総和とする。

第11条 各学年での平均点の算出は、次の要領で行う。

(1) 規程第3条第3項で定めた平均点には参入しない科目を除いたすべての当該学年の科目を、平均点算出の科目とする。

(2) 平均点算出の科目のそれぞれの単位数を総和する。これを単位数の総和という。

(3) 平均点算出の科目の評価点にそれぞれの科目の単位数を乗じ、それらの積を総和する。これを評価点の総和という。

(4) 評価点の総和を単位数の総和で除した商を平均点とする。

2 仮進級者の再評価を受けた科目の評価点は、その学年の平均点に算入しない。

3 仮進級者の過年度の未修得科目の再評価の結果は、原則として前期期末試験成績締切日又は後期期末試験成績締切日までに提出するものとする。

4 当該年度前期不合格科目の再評価の結果は、原則として後期期末試験成績締切日までに提出するものとする。

5 学則第37条の2により除籍になった者の成績及び履修単位数は当該年度まで認めることとする。ただし、同条第3号及び第4号により除籍になった者については、当該年度の修了は認定しない。

(修了並びに卒業の認定)

第12条 学年末に退学が予定される者は、再試験の成績に基づく再評価によって学年修了単位数を満たしていると認められた場合、当該学年の修了を認定する。なお、同上者に当該学年の修了を認定せず前学年の修了を認定する場合は、当該学年の評価が60点以上の科目の単位数を前学年の年間必要単位数の中に含めることができる。

第13条 学年途中で退学する仮進級者は、前学年の学年修了単位数を満たしていると認められた場合、前学年の修了を認定する。なお、その場合、当該学年前期の評価が60点以上の科目の単位数を前学年の年間必要単位数の中に含めることができる。

第14条 規程第16条に該当しない第5学年の者は、規程第10条第1項第4号による再試験の成績に基づく再評価によって卒業単位数を満たす全科目の評価が、各科目60点以上であると認められた時点において、卒業を認定する。ただし、当該年度内に卒業を認定されない場合には留年とする。

2 卒業単位数を満たす科目には、必ず修得すべき科目(必修科目)のすべての科目が含まれていることが必要である。

第15条 規程第13条第2項の所定の科目とは、原学年において履修すべき単位数を満たす全科目をいう。

(退学予定者の単位認定)

第16条 退学予定者においては、次の科目の単位修得を認めるものとする。

(1) 学年末に退学が予定される者が当該学年以前において60点以上の評価を得た単位修

得未認定の科目

(2) 学年途中で退学する者が当該学年前期以前において 60 点以上の評価を得た単位修得未認定の科目

2 退学予定者が留年又は休学により同一学年に 2 回以上在籍している場合は、規程第 13 条第 2 項による再履修科目を前項の対象とする。

別表 令和 2 年度 規程第 10 条第 1 号及び第 2 号に掲げる再試験を実施しない科目

学科	授業科目	学年
建設システム工学科	測量実習	2
	建設システム工学実験 I A	3
	建設システム工学実験 I B	3
	建設システム工学実験 II B	4
	建設システム工学実験 II A	4
共通	防災リテラシー	1

(R2年度 機械工学科 1～2年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	29 (30)	59 (60)	91 (92)	130 (135)	167 (172)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (83)
	(専門)	-	-	-	-	82 (84)
②必修科目単位数	(一般)	24	46	61	73	73
	(専門)	5	13	30	57	78
③別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	4 (6)

①～③の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 電気情報工学科 1～2年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	29 (30)	59 (60)	91 (92)	129 (134)	167 (174)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (83)
	(専門)	-	-	-	-	82 (86)
②必修科目単位数	(一般)	24	46	61	73	73
	(専門)	5	13	30	56	78
③別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	4 (8)

①～③の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 電子制御工学科 1～2年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	29 (30)	59 (60)	91 (92)	129 (134)	167 (172)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (83)
	(専門)	-	-	-	-	82 (84)
②必修科目単位数	(一般)	24	46	61	73	73
	(専門)	5	13	30	56	80
③別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	2 (4)

①～③の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 建設システム工学科 1～2年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	29 (30)	59 (60)	91 (92)	131 (136)	167 (173)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (83)
	(専門)	-	-	-	-	82 (85)
②必修科目単位数	(一般)	24	46	61	73	73
	(専門)	5	13	30	58	79
③別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	3 (6)

①～③の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 機械工学科 3年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (103)	130 (142)	167 (185)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	-	84 (89)
②必修科目単位数	(一般)	21	46	61	70	72
	(専門)	6	15	33	57	75
③別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	9 (14)

①～③の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 電気情報工学科 3年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (103)	130 (142)	167 (185)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	-	84 (89)
②必修科目単位数	(一般)	21	46	61	70	72
	(専門)	6	15	33	53	77
③別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	7 (12)

①～③の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 電子制御工学科 3年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (103)	130 (142)	167 (185)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	-	84 (89)
②必修科目単位数	(一般)	21	46	61	70	72
	(専門)	6	15	33	54	74
③別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	10 (12)

①～③の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 建設システム工学科 3年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (103)	130 (143)	167 (184)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	-	84 (88)
②必修科目単位数	(一般)	21	46	61	70	72
	(専門)	6	15	33	58	82
③別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	2 (6)

①～③の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 機械工学科 4～5年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (105)	130 (144)	167 (185)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	-	84 (94)
②必修科目単位数	(一般)	14	27	35	35	35
	(専門(専門共通選択含む))	6	15	33	57	77
③別表第1備考欄記載の必要単位数	(一般 英語1～3年)	4 (6)	10 (12)	14 (16)	-	-
	(一般 国語1～3年)	2 (4)	4 (6)	6 (10)	-	-
	(一般 社会1～3年)	- (2)	2 (4)	4 (6)	-	-
	(一般 人文4～5年)	-	-	-	4 (9)	9 (14)
	(一般 理科4年)	-	-	-	2 (2)	-
	(一般 理科4年)	-	-	-	2 (2)	-
④別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	7 (12)

①～④の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 電気情報工学科 4～5年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (105)	130 (144)	167 (185)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	-	84 (94)
②必修科目単位数	(一般)	14	27	35	35	35
	(専門(専門共通選択含む))	6	15	33	57	77
③別表第1備考欄記載の必要単位数	(一般 英語1～3年)	4 (6)	10 (12)	14 (16)	-	-
	(一般 国語1～3年)	2 (4)	4 (6)	6 (10)	-	-
	(一般 社会1～3年)	- (2)	2 (4)	4 (6)	-	-
	(一般 人文4～5年)	-	-	-	4 (9)	9 (14)
	(一般 理科4年)	-	-	-	2 (2)	-
	(一般 理科4年)	-	-	-	2 (2)	-
④別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	7 (12)

①～④の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 電子制御工学科 4年生)

進級・卒業に必要な条件		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (105)	130 (144)	167 (185)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	-	84 (94)
②必修科目単位数	(一般)	14	27	35	35	35
	(専門(専門共通選択含む))	6	15	33	58	76
③別表第1備考欄記載の必要単位数	(一般 英語1～3年)	4 (6)	10 (12)	14 (16)	-	-
	(一般 国語1～3年)	2 (4)	4 (6)	6 (10)	-	-
	(一般 社会1～3年)	- (2)	2 (4)	4 (6)	-	-
	(一般 人文4～5年)	-	-	-	4 (9)	9 (14)
	(一般 理科4年)	-	-	-	2 (2)	-
	(一般 理科4年)	-	-	-	2 (2)	-
④別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	7 (13)

①～④の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 電子制御工学科 5年生)

進級・卒業に必要な条件

		1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
	(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (105)	130 (144)	167 (185)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	-	84 (94)
②必修科目単位数	(一般)	14	27	35	35	35
	(専門(専門共通選択含))	6	15	33	53	75
③別表第1備考欄記載の必要単位数	(一般 英語1~3年)	4 (6)	10 (12)	14 (16)	-	-
	(一般 国語1~3年)	2 (4)	4 (6)	6 (10)	-	-
	(一般 社会1~3年)	- (2)	2 (4)	4 (6)	-	-
	(一般 人文4~5年)	-	-	-	4 (9)	9 (14)
	(一般 理科4年)	-	-	-	2 (2)	-
	(専門)	-	-	-	-	9 (14)
④別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	-	9 (14)

①~④の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 建設システム工学科 都市環境コース 4～5年生)

進級・卒業に必要な条件	1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (105)	130 (144)	167 (185)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	84 (94)
②必修科目単位数	(一般)	14	27	35	35
	(専門(専門共通選択含む))	6	15	33	57
	(一般 英語1～3年)	4 (6)	10 (12)	14 (16)	-
	(一般 国語1～3年)	2 (4)	4 (6)	6 (10)	-
③別表第1備考欄記載の必要単位数	(一般 社会1～3年)	- (2)	2 (4)	4 (6)	-
	(一般 人文4～5年)	-	-	-	4 (9)
	(一般 理科4年)	-	-	-	2 (2)
④別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	3 (8)

①～④の単位数を修得していること

()内の数字は本校で開設している科目によって当該学年修了までに修得できる最大単位数

(R2年度 建設システム工学科 建築コース 4～5年生)

進級・卒業に必要な条件	1年	2年	3年	4年	5年(卒業)
(全体)	32 (35)	64 (69)	96 (105)	130 (145)	167 (186)
①学年修了・卒業に必要な単位数	(一般)	-	-	-	75 (91)
	(専門)	-	-	-	84 (95)
②必修科目単位数	(一般)	14	27	35	35
	(専門(専門共通選択含む))	6	15	33	57
	(一般 英語1～3年)	4 (6)	10 (12)	14 (16)	-
	(一般 国語1～3年)	2 (4)	4 (6)	6 (10)	-
③別表第1備考欄記載の必要単位数	(一般 社会1～3年)	- (2)	2 (4)	4 (6)	-
	(一般 人文4～5年)	-	-	-	4 (9)
	(一般 理科4年)	-	-	-	2 (2)
④別表第2備考欄記載の必要単位数	(専門)	-	-	-	2 (8)

①～④の単位数を修得していること